

2021年のクラブールの改訂 - 離路費用

こちらは、英文記事「[Amendments to Rules 2021 – Diversion expenses](#)」（2021 年 7 月）の和訳です。

Covid-19 の世界的な流行により、多くの港湾が現在、より制限的な方針を適用している中、一部の港湾では、死亡した船員の遺体を本国居住地に送還するために陸揚げすることを許可していません。死亡原因が Covid-19 の感染である場合またはそのように考えられる場合は特にそうです。この結果、船主は、通常よりも長い期間、死亡した船員の遺体を船上に留めておかなければならない不幸かつ厳しい状況に置かれています。

船舶その他の浮遊構築物に関するクラブール（以下「**船舶に関するクラブール**」といいます）の第 31 条および可動式海洋施設に関するクラブール（「以下「**MOU に関するクラブール**」といい、船舶に関するクラブールとあわせて以下「**クラブール**」といいます）の第 21 条は、離路について一定の追加費用のてん補を定めていますが、現条文においては、船上で死亡した船員その他の者の送還を可能にするための離路についてはてん補範囲に含まれていません。

そのような状況において組合員およびその船員に対して最大限の支援とてん補を提供するため、ガード P&I（バミューダ）リミテッドおよびアシュランスフォアニンゲン・ガード・イェシディグ（以下「**当組合**」といいます）の両理事会は、船上で死亡した船員その他の者の送還を可能にするための船舶の離路費用に対する保険てん補を、2021 年 2 月 20 日に遡って全組合員に付与する旨を承認しました。この遡及的てん補の条件として、当該組合員は、できるだけ早い時期に当該離路について関係組合と協議してその承認を得る義務を負います。

また、当組合の理事会は、管理会社（事務局としての Gard AS）に対し、クラブールの改訂により、将来的に、船上で死亡した船員その他の者の送還を可能にするための船舶の離路に関する一定の追加費用を保険てん補に含める権限を与えました。クラブールの変更点は以下のとおりで、2021 年 7 月 1 日から有効となります。

船舶に関するクラブール—P&I 保険

改訂後の第31条は以下のとおりです（下線部分が改訂部分）。

第31条 離路費用

離路に起因して発生する追加の燃料費、保険料、賃金、備品代、食料費および港費のうち、離路がなくとも発生し得た費用を超過する金額については、これらが船上の傷病者の治療を確実に行うため、もしくは送還を目的に船上の死亡者を陸揚げするため、もしくは加入船から行方不明となった者の捜索のためにのみ発生したか、またはその交代員の到着待ちの間に必然的に発生したか、または海上における人命救助のためにのみ発生したものである場合には、当組合は、当該超過金額をてん補するものとする。

MOUに関するクラブルール—P&I 保険

改訂後の第21条は以下のとおりです（下線部分が改訂部分）：

第21条 離路費用

離路に起因して発生する追加の燃料費、保険料、賃金、備品代、食料費および港費のうち、離路がなくとも発生し得た費用を超過する金額については、これらが船上の傷病者の治療を確実に行うため、もしくは送還を目的に船上の死亡者を陸揚げするため、もしくは加入船から行方不明となった者の捜索のためにのみ発生したか、またはその交代員の到着待ちの間に必然的に発生したか、または海上における人命救助のためにのみ発生したものである場合には、当組合は、当該超過金額をてん補するものとする。

ご質問がありましたら、[ガードジャパン株式会社](#)までお問い合わせください。

GARD AS



Rolf Thore Roppestad

CEO（最高経営責任者）

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。